

ローン規定（新旧対比表）

（下線部分が改訂箇所）

改訂前	改訂後																		
借主および連帯保証人は、以下に定める各条項を契約内容とすることに同意します。 第1条（契約の成立） 本契約に基づく金銭消費貸借契約は、株式会社富山銀行（以下、「銀行」という）が銀行所定の審査のうえ、<u>借主に対して融資を実行した時点で成立するものとします。</u> 第2条（元利金返済額等の自動支払）（略） 第3条（繰り上げ返済） 1～3（略） 4．一部繰り上げ返済をする場合は、前3項によるほか、下表のとおり取り扱うものとします。 <table><tr><td></td><td>毎月返済のみ</td><td>半年ごとの増額返済併用</td></tr><tr><td>繰り上げ返済できる金額</td><td>繰り上げ返済日につづく月単位の返済元金の合計額</td><td>下記のイ．とロ．の合計額 イ．繰り上げ返済日につづく6か月単位にとりまとめた毎月の返済元金 ロ．その期間中の半年ごとの増額返済元金</td></tr><tr><td>（新規）</td><td colspan="2">（新規）</td></tr></table> 5．<u>前項にもとづき、一部繰り上げ返済をした後の返済方法について</u>		毎月返済のみ	半年ごとの増額返済併用	繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日につづく月単位の返済元金の合計額	下記のイ．とロ．の合計額 イ．繰り上げ返済日につづく6か月単位にとりまとめた毎月の返済元金 ロ．その期間中の半年ごとの増額返済元金	（新規）	（新規）		借主および連帯保証人は、以下に定める各条項を契約内容とすることに同意します。 第1条（契約の成立） 本契約に基づく金銭消費貸借契約は、株式会社富山銀行（以下、「銀行」という）が銀行所定の審査のうえ、<u>借主名義の返済用口座への借入金の入金をもって成立するものとします。</u> 第2条（元利金返済額等の自動支払）（略） 第3条（繰り上げ返済） 1～3（略） 4．一部繰り上げ返済をする場合は、前3項によるほか、下表のとおり取り扱うものとします。 <table><tr><td></td><td>毎月返済のみ</td><td>半年ごとの増額返済併用</td></tr><tr><td>繰り上げ返済できる金額</td><td>繰り上げ返済日につづく月単位の返済元金の合計額</td><td>下記の①と②の合計額 ① 繰り上げ返済日につづく6か月単位にとりまとめた毎月の返済元金 ② その期間中の半年ごとの増額返済元金</td></tr><tr><td><u>返済期日の繰り上げ</u></td><td colspan="2"><u>返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、変わらないものとします。</u></td></tr></table> 5．<u>（削除）</u>		毎月返済のみ	半年ごとの増額返済併用	繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日につづく月単位の返済元金の合計額	下記の①と②の合計額 ① 繰り上げ返済日につづく6か月単位にとりまとめた毎月の返済元金 ② その期間中の半年ごとの増額返済元金	<u>返済期日の繰り上げ</u>	<u>返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、変わらないものとします。</u>	
	毎月返済のみ	半年ごとの増額返済併用																	
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日につづく月単位の返済元金の合計額	下記のイ．とロ．の合計額 イ．繰り上げ返済日につづく6か月単位にとりまとめた毎月の返済元金 ロ．その期間中の半年ごとの増額返済元金																	
（新規）	（新規）																		
	毎月返済のみ	半年ごとの増額返済併用																	
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日につづく月単位の返済元金の合計額	下記の①と②の合計額 ① 繰り上げ返済日につづく6か月単位にとりまとめた毎月の返済元金 ② その期間中の半年ごとの増額返済元金																	
<u>返済期日の繰り上げ</u>	<u>返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、変わらないものとします。</u>																		

改訂前	改訂後
<u>ては、繰り上げ返済申込時に次のいずれかを選択できることとします。</u> <u>① 一部繰り上げ返済以降の各返済期日を前項にもとづき繰り上げ返済した月数だけ繰り上げる。</u> <u>② 一部繰り上げ返済以降の毎回返済額を減額する。</u> 第4条（利率の変更） <u>借入要項記載の利率は変更しないものとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は借入要領記載の利率を一般に行われる程度のものに変更することができます。変更にあたっては、あらかじめ書面により通知するものとします。</u> 第5条（略） 第6条（期限前の全額返済義務） 1.（略） <u>（新規）</u> <u>① 破産手続き開始または民事再生手続き開始の申立があったとき</u> <u>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</u>	第4条（利率の変更） <u>1. 変動金利の特約がある場合、金融情勢の変化、その他相当の事由があると銀行が判断した場合には、別紙に記載された変動金利の特約に定められた内容に基づいて利率を変更することができるものとします。</u> <u>2. 変動金利の特約がない場合、借入要領に記載の利率は変動しないものとします。ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、銀行は借入要領記載の利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。変更にあたっては、あらかじめ書面により通知するものとします。</u> 第5条（略） 第6条（期限前の全額返済義務） 1.（略） <u>① 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき</u> <u>② 支払の停止または破産、民事再生手続き開始の申し立てがあったとき</u> <u>③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき</u>

改訂前	改訂後
③ <u>前2号のほか、借主が債務整理に関しては裁判所の関与する 手続を申立てたとき、または自ら営業の廃止を表明したとき 等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき</u> ④ <u>借主の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全 差押または差押の命令、通知が發送されたとき、ただし、期 限の利益を喪失したことに基づき既になされた銀行の行為 については、その効力を妨げないものとします。</u> ⑤ <u>住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によ り、銀行に債務者の存在が不明となり、銀行から借主に宛て た通知が届出の住所に到達しなくなったとき</u> ⑥ <u>保証会社より保証の取消しがあったとき</u> 2. (略) ① (略) ② <u>借主が債務の一部でも履行を遅延したとき</u> ③ <u>担保の目的物について差押、または競売手続きの開始があっ たとき</u> ④ <u>借主がこの規定に違反したとき</u> <u>(新規)</u> ⑤ (略) <u>(新規)</u>	<u>(削除)</u> ④ 借主の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全 差押または差押の命令、通知が發送されたとき ⑤ 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によ って、銀行に<u>借主の存在が不明となったとき</u> ⑥ <u>保証会社より保証の取消または解除の申出があったとき</u> 2. (略) ① (略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ② 借主が<u>銀行との取引約定の一つにでも違反したとき</u> ③ <u>この契約に関し、借主が銀行に虚偽の届出、資料提供または 報告をしたこと、および借入要領に記載の資金使途に違反し たことが銀行において判明したとき</u> ④ (略) ⑤ <u>前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元 利金（損害金含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じ たとき</u>

改訂前	改訂後
第7条（反社会的勢力の排除） 1. 借主および連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは<u>特殊知能暴力集団等テロリスト（疑いのある場合を含む）等</u>、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。 ①～⑤（略） 2. 借主<u>および</u>連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。 ①～⑤（略） 3～4（略） <u>5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。</u> 第8条（銀行からの相殺） 1. 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または<u>前条</u>によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。 2.（略）	第7条（反社会的勢力の排除） 1. 借主および連帯保証人は、<u>借主または連帯保証人が</u>、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは<u>特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者</u>、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。 ①～⑤（略） 2. 借主<u>または</u>連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。 ①～⑤（略） 3～4（略） <u>（削除）</u> 第8条（銀行からの相殺） 1. 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または<u>第6条または第7条</u>によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。<u>この場合、書面により通知するものとします。</u> 2.（略）

改訂前	改訂後
第9条（借主からの相殺） - 借主は、<u>この契約による債務と支払期にある借主の銀行に対する預金その他の債権等を</u>、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。 - 前項によって相殺をする場合、相殺計算実行の時期は借入要項に定める毎月の返済日（半年ごと増額返済併用の場合は、その半年ごとの増額返済日）とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については、第3条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の15日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の<u>債権等</u>の証書、通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに、直ちに銀行に提出するものとします。 （略） 第10条～第14条（略） <u>（新規）</u>	第9条（借主からの相殺） - 借主は、<u>この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを</u>、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。 - 前項によって相殺をする場合、<u>相殺計算を実行する日</u>は借入要項に定める毎月の返済日（半年ごと増額返済併用の場合は、その半年ごとの増額返済日）とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については、第3条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の15日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の<u>債権</u>の証書、通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに、直ちに銀行に提出するものとします。 （略） 第10条～第14条（略） <u>第15条（成年後見人等の届出）</u> <u>借主および連帯保証人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。また、借主または連帯保証人の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に銀行へ届け出るものとします。</u> <u>借主および連帯保証人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。</u>

改訂前	改訂後
第 15 条（報告および調査） 1～2（略） <u>3. 借主または借主の連帯保証人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、借主または借主の補助人、保佐人、後見人もしくは借主の連帯保証人または借主の連帯保証人の補助人、保佐人、後見人は、成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により遅滞なく銀行に届け出るものとします。また取消が生じた場合にも同様とします。</u> 第 16 条（略） <u>第 17 条（個人信用情報センターへの登録および利用）</u> <u>1. 借主および連帯保証人は、この契約にもとづく借入金額、借入日、最終回返済日等の借入内容にかかる客観的事実について、借入契約期間中およびこの契約による債務を全額返済した日から 5 年間、銀行協会の運営する個人信用情報センターに登録</u>	<u>3. 借主および連帯保証人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、もしくは任意後見監督人の選任がされている場合も、前 2 項と同様銀行に届け出るものとします。</u> <u>4. 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、借主および連帯保証人は直ちに銀行へ書面によって届け出るものとします。</u> <u>5. 前 4 項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。</u> 第 16 条（報告および調査） 1～2（略） <u>（削除）</u> 第 17 条（略） <u>（削除）</u>

改訂前	改訂後
<u>され、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用することに同意します。</u> <u>2. 借主は、次の各号の事実が発生したときは、その事実について、各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。</u> <u>① この契約による債務の返済を遅延したときおよび遅延分を返済したときは、遅延した日から5年間</u> <u>② この契約による債務について、保証提携先、保険者など第三者から銀行が支払いを受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続きにより銀行が回収したときは、その事実発生日から5年間</u> 第18条（諸費用の引き落とし） この契約に関し、借主が負担すべき印紙代、諸手数料等は<u>返済用口座</u>から自動支払いの方法によって支払うことができるものとします。 <u>（新規）</u>	第18条（諸費用の引き落とし） この契約に関し、借主が負担すべき印紙代、諸手数料等は<u>返済用預金口座</u>から自動支払いの方法によって支払うことができるものとします。 <u>第19条（団体信用生命保険）</u> <u>1. リフォームローン契約を締結する場合、借主は、この契約による債務の担保として銀行指定の生命保険会社との間で借主を被保険者とし銀行を保険金受取人とする団体信用生命保険契約（以下、「保険契約」という）を締結することに同意します。なお、保険料は銀行の負担とします。</u> <u>2. 銀行が保険契約を締結するために借主の同意を証明する必要があるときは、銀行の要求があり次第直ちに必要な書類を作成</u>

改訂前	改訂後
第 19 条～第 20 条（略） 第 21 条（本契約の変更） 銀行は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、銀行のホームページにおける公表その他相当な方法で借主および連帯保証人に周知したうえで、本契約を変更することができるもの	<u>することに協力します。</u> 3. <u>保険金額は、この契約による債務を基準とし、その算出方法は銀行の定めによります。</u> 4. <u>借主は、この契約による債務の最終弁済期以前に、借主につき保険契約に定める保険事故が発生したときは、速やかに銀行に通知し、銀行の指示に従います。</u> 5. <u>前項の事故発生により、銀行がその保険金を有効に受領したときは、この契約による債務は受領金相当分についてのみ消滅するものとします。</u> 6. <u>第 6 条および第 7 条に定めるほか、次の各号の一つにでも該当した場合には、銀行の請求によってこの契約による債務につき期限の利益を失い、直ちに全額を返済します。</u> ① <u>借主が本条第 1 項、第 2 項に定める同意を撤回し、または必要な書類を作成することに協力しないために、保険契約が締結できないとき</u> ② <u>借主の団体信用生命保険普通保険特約違反、その他借主の責に帰すべき事由により、保険金が支払われないことが明らかにになったとき</u> 第 20 条～第 21 条（略） 第 22 条（規定の変更） <u>本規定は、法令の変更、金融情勢の変化、その他相当の事由があると認める場合に、変更できるものとします。</u> <u>また、この変更については、あらかじめ効力発生日を定め、規定を変更する旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期を、ホ</u>

改訂前	改訂後
<u>とします。</u> <u>① 変更の内容が借主および連帯保証人の一般の利益に適合する</u> <u>とき</u> <u>② 変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要</u> <u>性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、</u> <u>合理的なものであるとき</u> 以 上	<u>ホームページへの掲載その他相当の方法により周知するものとしま</u> <u>す。</u> 以 上